

記載例

自動車賃貸借契約書

町田（市議会議員 市長）選挙 候補者 〇〇 〇〇

（以下「甲」という。）と △△レンタカー(株)（以下「乙」という。）は、
自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

1 使用目的

公職選挙法第141条の規定に基づき、選挙運動のために使用

2 車種及び登録番号（車両番号） 〇〇バン 多摩〇〇わ〇〇〇〇

3 台数 1台

4 借入れ期間 令和8年 2月 8日から令和8年 2月 14日まで 7日間

5 契約金額 37,100 円 内訳 1日 5,300 円 × 7 日間

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、町田市議会議員及び町田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき町田市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。なお、町田市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は町田市には請求ができない。

令和 8年 1月 30日

甲 町田（市議会議員 市長）選挙 候補者

住所 〇〇市〇〇町〇—〇—〇

氏名 〇〇 〇〇 印

乙 住所 △△市△△町△-△-△ (電話) △△△-△△△-△△△△

名称 △△レンタカー(株) 印

代表者 代表取締役 △△△△ 印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

記載例

町田（市議会議員 市長）選挙 候補者 〇〇 〇〇

（以下「甲」という。）と （有）△△石油（以下「乙」という。）は、
選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

1 供給する期間

令和 8年 2月 8日から令和 8年 2月 14日まで

2 供給場所 △△市△△町△-△-△

所在地 △△市△△区△-△-△

名 称 **（有）△△石油 △△店**

3 供給を受ける自動車の登録番号（車両番号）〇〇バン 多摩〇〇わ〇〇〇〇

4 金額

単価 1リットル当たり 170 円(税抜/税込)とし、供給量に単価を乗じた金額とする。なお、
請求金額に 1 円未満が生じた場合は、小数点以下を (切り上げ/切り捨て)四捨五入す
る。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、町田市議会議員及び町田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき町田市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。なお、町田市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は町田市には請求ができない。

令和 8年 1月 30 日

甲 町田（市議会議員 市長）選挙 候補者

住 所 〇〇市〇〇町〇—〇—〇

氏 名 〇〇 〇〇 印

乙 住 所 △△市△△区△-△-△ (電話) △△△-△△△-△△△△△

名 称 **（有）△△石油** 印

代表者 代表取締役 △△△△ 印

自動車運転契約書

記載例

町田（市議会議員 市長）選挙 候補者 OO OO

(以下「甲」という。)と △△ △△ (以下「乙」という。)は、
甲が使用する公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり契
約を締結する。

- 1 運転する期間 令和 8年 2月 8日から令和 8年 2月 14日まで 7日間
原則として毎日 8時 00分から 20時 00分まで
- 2 契約金額 66,500 円 (1日につき 9,500 円)
- 3 運転する自動車の車種及び登録番号（車両番号）OOバン 多摩〇〇わ〇〇〇〇
- 4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、町田市議会議員及び町田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき町田市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、町田市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は町田市には請求ができない。

令和 8年 1月 30日

甲 町田（市議会議員 市長）選挙 候補者
住 所 OO市OO町○—○—○
氏 名 OO OO

印

乙 住 所 △△市△△町△—△—△
氏 名 △△ △△
(電話) △△△—△△△—△△△△

選挙運動用ビラ作成契約書

記載例

町田(市議会議員 市長)選挙 候補者 OO OO

(以下「甲」という。)と △△印刷株式会社 (以下「乙」という。)は、
印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

1 品名、規格

公職選挙法第142条第1項第6号に定めるビラ

2 数量 4, 000 枚

3 契約金額 22, 400 円 (単価 5 円 60 銭)

4 納入期限 令和 8年 2月 1日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、町田市議会議員及び町田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき町田市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。なお、町田市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は町田市には請求ができない。

令和 8年 1月 30日

甲 町田(市議会議員 市長)選挙 候補者

住所 OO市OO町○一○一○

氏名 OO OO 印

乙 住所 △△市△△町△-△-△

(電話) △△△-△△△-△△△△△

名称 △△印刷株式会社

印

代表者 代表取締役 △△△△△

印

選挙運動用ポスター作成契約書

記載例

町田(市議会議員 市長)選挙 候補者 OO OO

(以下「甲」という。)と △△印刷株式会社 (以下「乙」という。)は、
印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

1 品名、規格

公職選挙法第143条第1項第5号に定めるポスター

2 数量 513 枚

3 契約金額 410, 553 円 (単価 800 円 30 銭)

4 納入期限 令和 8年 2月 1日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、町田市議会議員及び町田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき町田市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。なお、町田市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は町田市には請求ができない。

令和 8年 1月 30日

甲 町田 市議会議員 (市長)選挙 候補者

住所 OO市OO町○一○一○

氏名 OO OO 印

乙 住所 △△市△△町△-△-△

(電話) △△△-△△△-△△△△△

名称 △△印刷株式会社

印

代表者 代表取締役 △△△△△

印